



# 台風 被害への新たな支援

**住居へ崩落した土砂などの撤去費用を一部助成します**

台風26号により、住居へ土砂が流入するなど、緊急に撤去しなければ生活に支障が出る被害が多く発生しました。

市では被災された人の負担を軽減するため、土砂などの撤去費用の一部を助成する新たな補助制度を創設しました。

■**交付対象**  
被災世帯が属する自治会

などコミュニティ組織の代表者または被災世帯

■**対象経費**

台風26号以降の自然災害に起因して住居内または住居周辺の土地へ崩落または堆積した土砂などの重機などによる撤去費用

■**補助金額**

次のいずれかの場合に交付します

◇重機などの使用料で次の①、②のいずれか低い額

①実額

②1日3万円を基準とし、10万円を上限とする

◇重機などの使用ができない場合の作業経費で次の①、②のいずれか低い額

①実額

②1人1日4千円を基準とし、合計5万円を上限とする

■**申請に必要なもの**

◇被災箇所図

◇着工前、施工中、完了後の写真

◇印鑑

◇領収書

◇台数(人数)・日数など、内訳が分かる書類

◇預金通帳など振込先がわかるもの

※申請にあたっては、事前に総務課へ相談ください

■**申請期限**

2月28日(金)

申し込み・問い合わせ

総務課 ☎(50)1201

**急傾斜地崩壊対策事業補助金の対象基準を緩和します**

市では、台風26号により土砂崩れの被害にあった人の救済措置として、従来の「急傾斜地崩壊対策事業補助金」の補助対象基準を緩和し、今まで崖の高さ5m以上が対象であったものを4m以上に引き下げました。

今回の基準緩和措置は、平成26年度までに急傾斜地崩壊対策事業を完了する場合は対象となるものであり、2分の1の補助率と限度額の100万円に変更はありません。

詳細は、道路河川管理課へ問い合わせください。

問い合わせ

道路河川管理課 ☎(50)1215

## パブリックコメント

### 皆さんの意見をお聞かせください 香取市環境基本計画 中間見直し(素案)



市では、基本的な政策などを策定する際に、その案を公表して意見を募集し、寄せられた意見などを考慮して意思決定を行う「パブリックコメント制度」を実施しています。

この制度に基づき、次のとおり意見募集を行いますので、意見をお寄せください。

#### 意見募集する計画

香取市環境基本計画中間見直し(素案)

#### 計画の概要

市では、香取市環境基本条例に定められた環境保全の基本理念に基づき、平成21年3月に「香取市環境基本計画」を策定し、平成30年度を目標に環境施策の取り組みを進めてきました。

この間、東日本大震災などによる社会情勢の変化や市民ニーズの変化を踏まえ、計画をより実効性のあるものにするために、香取市環境基本計画の中間見直しを策定しました。

見直しにあたっては、市民アンケートなどによる意識調査や地区別環境懇談会を通じ、環境施策の検証や課題・今後の方向性を整理し、計画にまとめました。

#### 募集期限

2月5日(水)まで

#### 資料の公表

環境安全課、市役所・各支所1階情報コーナーで閲覧できるほか、市ホームページからも閲覧できます。

#### 提出方法

氏名、住所、電話番号を記入し、環境安全課まで持参するか、郵送、ファクス、メールのいずれかで提出してください。

用紙は、各閲覧場所に設置してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

#### 提出先・問い合わせ

環境安全課 〒287-8501 香取市佐原口2127

☎(50)1248 ☎(54)1290

✉kankyo@city.katori.lg.jp

#### 12月実施分

### 大気中の放射線量測定結果

施設名	測定日	測定値 (μSv/h)	
		地上0.5m	地上1.0m
府馬小学校(市南部)	12月 3日	0.05	0.05
	12月11日	0.05	0.05
	12月17日	0.05	0.05
	12月24日	0.05	0.05
新島中学校(市北部)	12月 3日	0.05	0.05
	12月10日	0.05	0.06
	12月17日	0.06	0.05
小見川幼稚園(市東部)	12月 3日	0.08	0.07
	12月11日	0.07	0.08
	12月17日	0.07	0.08
	12月24日	0.08	0.07
栗源保育所(市西部)	12月 3日	0.07	0.07
	12月10日	0.08	0.07
	12月17日	0.07	0.07
	12月24日	0.07	0.07

単位：μSv/h = マイクロシーベルト/時  
※除染などの対策が必要な目安：0.23マイクロシーベルト/時以上

問い合わせ  
環境安全課 ☎(50)1248

### 樹木の適切な管理をお願いします

車道や歩道の一部において、隣接する山林や個人宅地などから、樹木や枝の張り出しなどにより、通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。

次のような状態が見られる樹木の所有者の皆さんには、当該樹木の伐採または枝払いをお願いします。

◇車道や歩道に樹木や枝が張り出している  
◇枯れ木や枯れ枝の倒木による通行障害がある

◇竹木の繁茂による通行障害がある  
問い合わせ  
香取土木事務所

道路河川管理課

☎(50)1215 ☎(52)5193

